

じんけんの風

2024 Autumn

秋号 vol. 48



宮崎県人権啓発
シンボルマーク

宮崎県人権啓発
センターだより

「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。
思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。



輝かせよう
あなたらしさを
わたしらしさを

特集

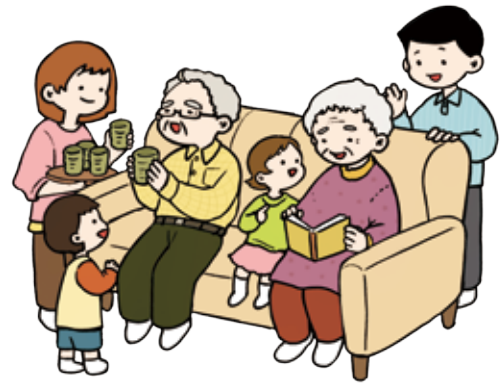
みんなで守ろう! 高齢者の人権

STOP
高齢者
虐待

- 11月は「児童虐待防止推進月間」です!! 3
- 障がいのある人もない人も
共に暮らしやすい宮崎県づくりを目指して 4
- 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です/
ヘルプマークを知っていますか? 5
- 世界エイズデー／犯罪被害者等のおかれた状況について 6



みんなで守ろう! 高齢者の人権



宮崎県の高齢化率は33.7%(令和5年)、3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。そんななか、人としての尊厳を傷つける高齢者虐待が大きな社会問題となっています。今回は、高齢者の尊厳を大切にしながら、みんなが気持ちよく暮らせる社会について考えてみましょう。

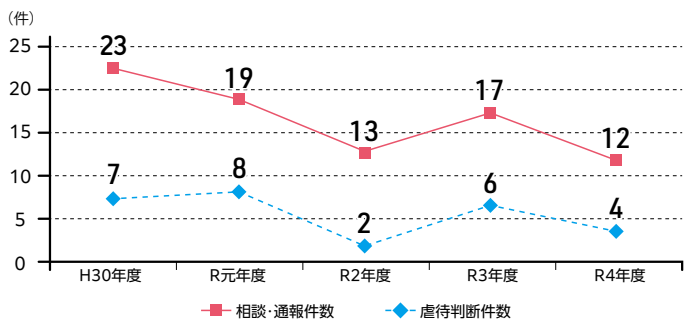
宮崎県でも高齢者虐待が発生しています!

令和4年度の調査結果では、養介護施設従事者等による虐待について12件、養護者(家族等)による虐待について355件の相談・通報が寄せられています。そのうち実際に虐待があったと認定されたものが、それぞれ4件と131件でした。

また、虐待された人の性別では全体の約7割が女性、虐待した側の人は息子が一番多く、次いで夫、娘の順となっています。

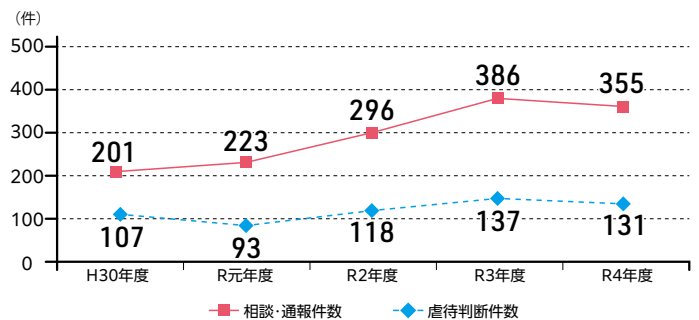
出典:「県内における高齢者虐待の状況について」(令和5年宮崎県高齢者虐待防止連絡会議)

養介護施設従事者等による虐待

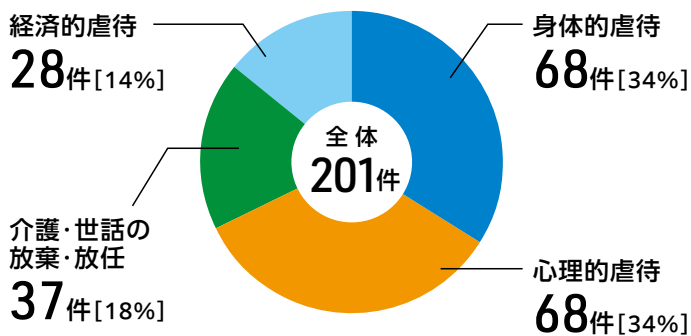


養護者による虐待

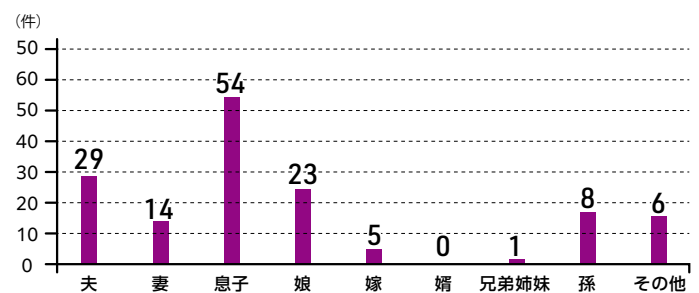
※養護者とは高齢者の世話をしている家族・親族など



虐待の類型別発生数



虐待を受けた人から見た虐待者の続柄(養護者による虐待)



体を傷つけることだけが虐待ではありません! 高齢者虐待の類型



身体的虐待

殴る、蹴る、つねるなどの暴力行為やベッドに縛りつける など



介護・世話の放棄・放任

食事や入浴をさせない、必要な介護サービスを受けさせない など



心理的虐待

どなる、ののしる、侮辱をこめて子どものように扱う、無視する など



性的虐待

わいせつな行為、人前で着替えや排泄の介護をする など



経済的虐待

必要な金銭を渡さない、使わせない、無断で年金を使用する など

こんなサインはありませんか？

あなたの気づきに救われる人がいます

高齢者にみられるサイン

- 身体にキズやあざがある
- 「怖いから家にいたくない」と訴える
- おびえる、わめく、泣くなどの症状が見られる
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
- お金があるのに生活費の支払いができない
- 悪臭がしたり、服が汚れている
- 部屋に衣類やおむつが散乱している

養護者にみられるサイン

- 高齢者に対して冷たい態度をとったり無関心がみられる
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 高齢者の健康に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法にこだわる
- 経済的に余裕があるのに、高齢者に対してお金をかけようとししない
- 保健、福祉の関係者と会うのを嫌がるようになる

参照：高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業報告書(公益財団法人 日本社会福祉士会)

高齢者の介護を担う家族は、心身ともに大きな負担を抱えることが多いと考えられます。一人で悩みを抱え込まず、市町村の相談窓口や近くの地域包括支援センターへ相談しましょう。また、地域の支え合いも大切です。孤立している高齢者世帯などへの声かけや見守りが虐待を未然に防ぐことにもつながります。

こまったとき、気になるときはお住まいの市町村や地域包括支援センターへ相談しましょう！

VOICE

“その人らしさ”を知ることが、“リスペクト”につながる

社会福祉法人
スマイリング・パーク

坂元敏広さん・吉村陽子さん



都城市で、特別養護老人ホームやグループホーム等を運営する社会福祉法人スマイリング・パークのお二人に話をお聞きしました。

私たちが大切にしていることは、お一人おひとり、その方を知った上でケアするという。それぞれが歩んできた人生を知ることがリスペクトへとつながります。人には本能的に幸せになりたい、自分らしくありたいという意志があります。その意志を妨げることは尊厳を傷つけることとなります。どうすればその人がその人らしくいられるかを考えることが、人権の尊重につながると思います。身体拘束や虐待防止の研修はもともとしていたのですが、権利擁護についてもしっかり学ぼうと県の出前講座も活用しています。

自宅で介護をされているご家族の負担はかなり大きいと思います。市町村や地域包括支援センターに限らず、公民館や民生委員など相談できるところはたくさんあります。日常的に声をかけあうなど、高齢者やその家族が孤立しない地域づくりが、虐待を未然に防ぐためにとても大切です。人は誰でも齢をとっていくわけですから、自分ごとと捉え、みんなで支え合っていけたらいいですね。

高齢者の権利擁護に関する出前講座

宮崎県社会福祉協議会権利擁護支援センターでは、高齢者虐待の具体例や早期発見のポイントなど、県民対象の出前講座を行っています。地域・団体の勉強会などに活用してみませんか。

■ 費用

無料

■ 講座時間

60分～90分程度
(平日午前10時～午後4時)

■ お問い合わせ

宮崎県社会福祉協議会
権利擁護支援センター

TEL.0985-32-0160



11月は「児童虐待防止推進月間」です!!

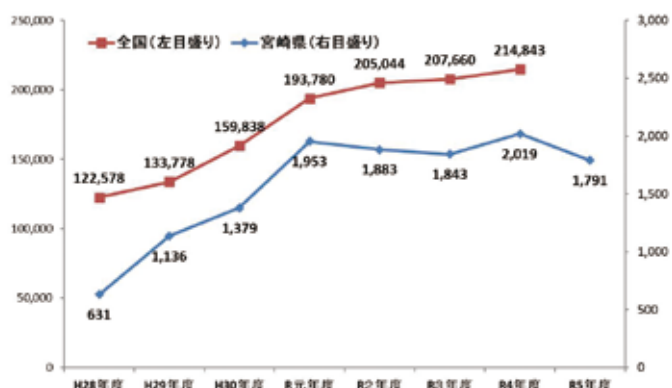


全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和4年度には約21万件と過去最多になっています。

県内では、令和5年度が1,791件と前年度より減少したものの、高止まりしている状況です。児童虐待は、こどもの心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、時として尊い命を奪うこともあるため、予防や早期発見・早期対応が不可欠です。

11月は、「児童虐待防止推進月間」です。全国各地において児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。

■ 全国及び宮崎県の児童虐待に関する相談対応件数



みんなで知ろう、児童虐待の現状

児童虐待とは？

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)など

児童虐待による死亡事例は年間70件を超えています。

単純計算すると、5日間に1人のこどもが命を落としていることになります。

※こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)



こどもが言うことを聞いてくれないとき! どうしたらいいの?

Point 1 こどもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

Point 2 「言うことを聞かない」にもいろいろあります

Point 3 こどもの成長・発達によっても異なることもあります

Point 4 こどもの状況に応じて身の回りの環境を整えてみましょう

Point 5 注意の方向を変えたり、やる気に働きかけてみましょう

Point 6 肯定形でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

Point 7 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

しつけ? 体罰?
これってどっち??



[特設サイトでCHECK] → こども虐待防止

子育ての悩みがあるとき、または、虐待かもと思ったら、
最寄りの市町村の子育て相談窓口、または児童相談所虐待対応3桁ダイヤル「189」へ

(相談は匿名でも可能・通話料無料)

障がいのある人もない人も 共に暮らしやすい宮崎県づくりを目指して

～障害者差別解消法～

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、障がいのある人が生活する上で活動を制限する様々な障壁を取り除き、障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生

する社会を実現するための法律です。障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対し、「**合理的配慮の提供**」と「**不当な差別的取扱いの禁止**」を求めています。

◎ 合理的配慮の提供

障がいのある人から「手助けが必要です」と伝えられた際に、障がいのない人と同じようにできる状況や機会を整えるため、「過重な負担」にならない範囲で手助けをする必要があります。

令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への「**合理的配慮の提供**」が義務化されました。

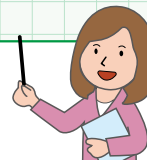
例えば・・・

- 車いす利用者の申出に応じて車いすのまま着席できるスペースを確保する
- 筆談や読み上げ、手話などを用いた意思疎通を行う



	行政機関	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務→ 義務

合理的配慮の提供に当たっては、何が障がいのある人の障壁となっているかを理解し、互いに話し合いながら、共に対処案を検討することが重要です。



合理的配慮の提供のポイント

1 前例がない、「もし何かあったら」といった漠然としたリスクでは断る理由にならない。

2 障がいのある人からの申し出が、事業の実施に多大な影響を及ぼす場合など、「**過重な負担**」と判断される場合は、**合理的配慮の提供義務の違反にあたらぬ**。

◎ 不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由に正当な理由なくサービスの提供を断ることや、サービス提供にあたり、条件を付け、障がいのない人と異なる対応をすることは禁止されています。

例えば・・・

- アパートの契約で、障がいがあることを伝えると部屋を貸してくれなかった
- 付き添いの人がいないと施設やサービスを利用できないと言われた



宮崎県の取り組み

県では、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を制定し、相談窓口の設置や啓発、研修事業を行っています。

■ 障がい者の差別に関する相談窓口

障がい者差別に関するお困りごとを御相談ください。
電話：0985-23-3388
場所：宮崎市原町2-22（県福祉総合センター4階）
時間：午前9時から午後5時まで
（正午～午後1時、土日祝日・年末年始を除く。）

■ 障害者差別解消法に関する啓発

この記事の詳細は、県ホームページで紹介しています。右記2次元バーコードからご覧ください。



お問い合わせ

宮崎県福祉保健部障がい福祉課 TEL.0985-32-4468

12月10日から16日までは

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。県では、拉致問題に対する県民の皆さまの関心と

認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

拉致問題の解決には「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者(17名)のうち、^{はらただあき}原ただあきさん(長崎県出身)は宮崎県内で拉致されています。また、昭和63年に行方不明となった^{みずいあきら}水居明さんをはじめ北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4名おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとごとではありません。この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さまの温かいご支援とご協力をお願いします。

拉致問題に関するパネル展

期間 令和6年12月16日(月)から
12月27日(金)

会場 県庁防災庁舎1階
展示スペース
(宮崎市橘通東2-10-1)

お問い合わせ | 宮崎県国際・経済交流課 TEL:0985-24-1132

ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいのある方や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることが

できるマークです。宮崎県では、こうした援助や配慮を必要とする方々に、ヘルプマークを配布し、より援助が得やすくなるよう普及に取り組んでいます。



このマークを見かけた際は、援助や配慮等、思いやりのある行動をお願いします

電車やバスの中

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続ける等同じ体勢が難しい方がいます。そういった方には席をお譲りください。

駅や商業施設

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して、臨機応変に対応することが困難な方や、立ちあがる・歩く・階段の昇降などの動作が困難な方がいます。声をかける等の配慮をお願いします。

災害時

視覚障がい者や聴覚障がい者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプカード

ヘルプマークと併せてお使いいただける、「ヘルプカード」も配布しています。このカードは、障がいのある方や高齢の方などが、周囲の方に配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードであり、必要な支援情報や緊急連絡先等を記載できます。県ホームページからダウンロードの上、作成が可能です。



交付手続

ヘルプマークは以下の窓口で申請を受けて交付しています。

交付

- 県障がい福祉課
 - 市町村障がい福祉主管課
- ※ヘルプカードも交付可能です

交付手続の詳細は、県ホームページに記載しています。右記2次元バーコードから御覧ください。



お問い合わせ | 宮崎県障がい福祉課 TEL.0985-32-4468

世界エイズデー

エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”(世界エイズデー)と定め、エイズに関する啓発活動等をUNAIDS(国連合同エイズ計画)が中心となって実施しています。

本年度は「U=U知ることから、もう一度。12月1日は世界エイズデー。」をテーマに、ひとりでも多くの方がHIV/エイズのことを自分のこととして捉え、HIV/エイズに関する検査や治療、支援などの知識を身につける契機とし、最新の知識の普及を通じて、HIV検査の受検促進や差別・偏見の解消につなげていく取組が行われます。

県内でも、同時期に実施する「宮崎県エイズ・梅毒予防・検査普及キャンペーン」の中で、テレビ・ラジオ広告や街頭イベント等を通して、エイズに関する正しい知識の普及と予防に対する周知、エイズ検査の重要性に関する啓発を行っていきます。



県庁本館レッドライトアップ



レッドリボン

「エイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人を差別しない」というメッセージ

犯罪被害者等のおかれた状況について 理解を深めましょう!

犯罪被害者等(犯罪被害を受けた本人、その家族または遺族をいいます。)は、犯罪等による直接的な被害に加え、犯罪被害による不調や生活環境の変化による生活上の問題など、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。また、周囲の人たちからの中傷や興味本位の質問などによりさらに苦しむ(二次被害)こともあります。

心身の不調

- 事件に関することが頭の中によみがえる
- 眠れない、頭痛やめまい

加害者からの 更なる被害

- 報復に対する不安、恐怖
- 不誠実な言動

捜査・裁判による 様々な問題

- 捜査や裁判にあたり、事件のことを何度も説明するよう求められる

生活上の問題

- 仕事が続けられない
- 不本意な転居
- 収入が途切れる



事件の影響

周囲の人の 言動による傷つき

- 中傷、興味本位の質問
- 心情に添わない安易な励まし、慰め

犯罪被害者等に寄り添う行動をお願いします!

犯罪被害者等支援のための相談窓口 公益社団法人 みやざき被害者支援センター
犯罪被害者等に対して、相談、関係機関への付添、カウンセリング等の様々な支援を行っています。

TEL.0985-38-7830(月曜日～金曜日 10時～16時 *祝日・年末年始を除く)

宮崎県人権啓発センターのご案内

12月4日から12月10日は「人権週間」です。この機会に人権意識をアップデートしてみませんか？
宮崎県人権啓発センターでは、企業での研修や学校での授業などに役立つDVD・図書の無料貸出を行っています。
DVDや図書の選定について、専門の職員が相談に応じます。まずは一度お越しください！



コミックコーナー
大人気コミック「ゴールデンカムイ」も全巻揃っています！



DVDコーナー
人権に関するDVDを多数取り揃えています！



勉強スペース
調べ学習などにご利用ください。

貸し出します！ おすすめDVD

作品テーマ【誰もが自分らしく生きられる社会を目指して】

作品名	内容	上映時間
ハラスメントを生まないコミュニケーション～グレーゾーン事例から考える～	職場でのハラスメントを生まないためには、どのようなことを意識すれば良いのでしょうか。様々な事例をもとに、それぞれの立場の考え方や、気づきのポイントを示し、職場でのコミュニケーションのあり方を考えていきます。	25分 (職場向け)
家庭の中の人権 ～生まれ来る子へ～	「家庭の中の人権」に目を向け、祖父母と孫夫婦の会話を通して、私たちの身の回りにある人権問題をクローズアップしています。	25分 (一般向け)
インターネットと人権 ～加害者にも被害者にもならないために～	中高生やその保護者、教職員を対象に、インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用法・対策について、わかりやすくまとめています。	30分 (中高生・保護者向け)

民間団体等との協働による啓発イベント

イベント名	内容・実施主体	開催日時	開催場所
目指せ！ こどもまんなか社会	「こどもの権利」についての理解を深めるため、宮崎国際大学の学生によるこども食堂を開催します。また、交流会や宮津航一氏による講演会も行います。実施主体/宮崎国際大学	11月30日(土) 12:00～16:00 (開場11:30～)	宮崎国際大学 国際交流センター
「人権に関する作品」パネル展	「人権に関する作品」の最優秀賞及び優秀賞受賞作品を展示します。*12月4日(10:30～11:00)はみやざき犬の「むうちゃん」がグッズ配布を行います！ 実施主体/宮崎県、宮崎県人権啓発推進協議会、宮崎県人権啓発活動ネットワーク協議会	12月4日(水) ～10日(火) 10:00～21:00	イオンモール宮崎 レストランコート
0歳からのジェンダー平等研修会2 トークセッション ～保育・教育のなかのジェンダー平等に気づく～	保育施設等におけるジェンダー平等の取り組みについて、保育園の現役園長さんなどによるトークセッションを行います。 実施主体/特定非営利活動法人ドロップインセンター	12月16日(月) 13:30～15:30 (開場13:00～)	宮崎市男女共同参画 センター視聴覚室
リカバリーでつながる、WRAPでつながる、 宮崎！ 2024	誰もが自分らしく楽しく生きることができるといえる社会実現のため、自分らしさの回復、主体性の回復などを意味するリカバリーに関する講演と、リカバリーのツールであるWRAPを体験するワークショップを行います。(講師:増川ねてる氏)実施主体/宮崎国際大学	12月22日(日) 13:00～16:00 (受付12:40～)	県庁防災庁舎5階 防51号室

*内容・開催日時・開催場所は変更される場合があります。申込方法等については宮崎県人権ホームページをご覧ください。

詳細は宮崎県人権ホームページや
Instagramをチェック！

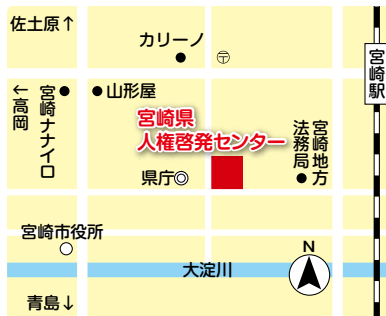


人権ホームページ



Instagram

宮崎県人権啓発センター
(宮崎県人権同和対策課内)
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
県庁8号館6階(1階に物産館がある建物です)
電話 0985-32-4469
FAX 0985-32-4454
メール jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp



下記QRコードよりアンケートにご協力ください

アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で5名の方に、人権啓発グッズを進呈いたします。